

責任保険における第三者の保護

— イギリス海上保険に関して —

岡 田 豊 基

- 一 はじめに
- 二 Mareva injunction による救済
 - 二―一 Mareva injunction の意義
 - 二―三 Mareva injunction の創設と変遷
 - 二―三 Mareva injunction の要件および適用範囲
- 三 解散命令による救済
 - 三―一 解散命令の意義
 - 三―二 解散命令を発するための要件
 - 会社法との関連 —
- 四 一九三〇年法による救済
 - 四―一 一九三〇年法の内容
 - 四―二 一九三〇年法による救済の問題点

四―二―一 被保険者に対する損害賠償請求との関連

四―二―二 被保険者の負担する義務との関連

四―二―三 保険者の裁量

五 おわりに

一 はじめに

一般に、責任保険は、約定された事故の発生により、被保険者が第三者から裁判上または裁判外の損害賠償の請求を受けたときに、約定の給付を行なう保険である。⁽¹⁾責任保険では、他の損害保険とは異なり、保険者と被保険者との保険契約は保険の命題のひとつとして、この第三者の保護が強く叫ばれている。

ところで、海上運送に際し、ほとんどの船舶所有者または備船者はその船舶について、船体に関する船舶保険契約を締結することにより船舶の損傷に備えておくほかに、船舶の航海事故によって生ずる損害賠償責任の発生に備えて船舶保険証券の中に衝突約款 (Running Down Clause) を挿入したり、その船舶を P I クラブに加入させるなどして、自己の負担することのある責任の軽減を図っている。ただ、P I 保険をはじめとする海上危険に関する責任保険は、陸上の責任保険に比べて、被害者である第三者の保護という点に重きを置いていないようである。というのは、通常海上の責任保険では、責任免脱機能が存在しない先履行型の責任保険だからである。衝突損害賠償填補条項あるいは P I 保険契約の定款または規則書 (Rules) が示すところによると、被保険者は自己が損害賠償責任を負担し、かつ現実に第三者に損害賠償を行なった後ではないと、保険者に給付請求することができない仕組になっている。⁽²⁾かかる仕組の責任保険では、資力の豊富な被

保険者であれば、約定どおり損害賠償金をあらかじめ自分で負担することができるが、十分な資力を持たない被保険者であれば、損害賠償額が巨額になればなるほど、それを負担することができなくなることもありえよう。さらに、もし損害事故が発生した後に被保険者が支払不能に陥ると、第三者は被保険者から損害賠償を受けることができなくなるうえに、先履行型でしか責任免脱機能を明示していない保険契約の条項によって、保険者からの損害賠償を受けることができなくなる虞がある。第三者にとっては、船主責任制限とのかねあい、この仕組はきわめて厳しいものであるといえる。したがって、本稿では、主として被保険者が支払不能に陥った場合に限定して、海上の責任保険上の第三者保護について定めた海上保険の先達であるイギリス法を見ていくことにする。

さて、加害者である被保険者が支払不能に陥った際に、損害賠償を請求する者が、自己の請求を充足させようとする場合には、その者が被保険者の責任保険の保険金の中から損害賠償相当額を獲得しうるか否かが主要な問題となる。イギリス法では、被保険者が支払不能に陥った場合に、被害者である第三者は自己の請求を充足させる方法として、次の四項目の可能性を有する^③。

(1) 被保険者に対し、被保険者の責任保険の保険金(保険金請求権)をイギリスの裁判管轄外に移すことを禁止する差止命令を獲得する方法。

(2) 被保険者をイギリスの裁判管轄内で破産または解散させて、その財産の中から損害賠償金を獲得する方法。

(3) 一九三〇年第三者賠償法(保険者に対する権利)^④(以下、一九三〇年法と称する。)の下で、保険者に保険金の支払を直接請求する方法。

(4) 油濁責任については、被保険者が支払不能であるか否かにかかわらず、保険者に保険金の支払を直接請求する方法^⑤。

この中で(3)は、次のような仕組である。一九三〇年法によれば、責任保険契約を締結している被保険者が、第三者に対して損害賠償債務を負った後、破産または解散した場合、当該被保険者が保険契約の下で保険者に対して有する保険

金支払請求権を、被害者である第三者が代位することにより、保険者に損害賠償金の支払を直接請求しうるとされている。⁽⁶⁾この方法によると、被害者である第三者は、船舶の背後にいる船舶所有者または備船者の所在が把握できなくて、損害賠償を請求できない場合にも、裁判所に当該船舶所有者または備船者の破産または解散を認めさせることにより、保険者に直接請求することができるのではないだろうか。この方法は被害者にとってきわめて有利な救済方法であるといえよう。しかしながら、この方法についても諸々の問題が内包されており、とりわけ責任負担機能および責任免脱機能がなく、加害者に損害賠償金の先支払義務を課している責任保険契約においては、加害者である被保険者その義務を履行しえないことと、一九三〇年法に明示された被害者の直接請求との関連について、重大な問題が存在しているといえる。そこで前述したように、本稿はイギリス法に視座を定め、加害者である被保険者が支払不能に陥った場合に限定して、第三者の保護を検討するものであるが、油濁責任については様々な特殊な問題が内包されていることから、改めて考察することとし、本稿では前記救済方法のうち(1)から(3)までの三項目に関して、それらの内容および問題について検討していくことにする。

- (1) 西島梅治・保険法第二版・筑摩書房・昭和五六年四月・二九六頁。
- (2) 船舶保険第二種特別約款衝突損害賠償金てん補条項第一条および日本船主責任相互保険組合定款(昭和五三年四月改正)第三六条を参照。
- (3) Arnould, *Law of Marine Insurance and Average*, *British Shipping Laws Vol. 9*, 16th ed., 1981, London, S. 1356.
- (4) *Third Parties (Rights Against Insurers) Act, 1930 (20 & 21 Geo. 5, c. 25)*.
- (5) *Merchant Shipping (Oil Pollution) Act, 1971*.
- (6) *Third Parties Act 1930, s. 1(1)*.

II Mareva injunctionによる救済

II-1 Mareva injunctionの意義

損害賠償に関する訴訟手続の中に、被害者が裁判所から、加害者の責任保険の保険金を裁判管轄外に移動させることを禁止する旨の差止命令 (injunction) を獲得する訴訟手続がある。この差止命令は、通常“Mareva injunction”と称されている。⁽¹⁾

海上運送の分野では、船舶所有者または傭船者が、自己の所有または傭船する船舶が航行中に他人に損害を生じせしめ、積荷の利害関係人、旅客あるいは第三者等から損害賠償金の支払請求を受ける危険性を内包している。その際、加害者である船舶所有者または傭船者が、自己の損害賠償義務の履行を回避するために、イギリス国内に存在する自己の財産 (assets) をイギリスの裁判管轄外に移してしまう可能性がある。そこで、海上損害が発生した場合、被害者の申立により、裁判所が加害者に対して、その者の財産をイギリスの裁判管轄外に移動させることを禁止して、被害者が優先的に損害賠償の弁済を受けることができるようにし、被害者の救済を図ろうとする差止命令が、この Mareva injunction である。⁽²⁾

海上運送の場合、船舶の背後に存在する船舶所有者または傭船者の実体が、きわ曖昧で昧であるために、その者が所有または傭船する船舶が引き起こした事故により損害を被った者は、自己の損害賠償請求を完全に満足させることができない場合が少なからずある、といわれている。⁽³⁾そこで、かかる被害者を救済する方法として、この Mareva injunction が機能しているものといえよう。

II-2 Mareva injunctionの創設と変遷

損害賠償の分野において、この Mareva injunction による被害者救済の方法が考え出された経緯について injunction

概観していくことにする。

一般に、債権者が判決に先立って命令を獲得するために、債務者に対してその債務の履行を強要する。つぎに、裁判所が債務者の財産を差押え、債権者が獲得する判決の充足を保証する目的でその財産を留置する一連の訴訟手続は、判決により債務者が行なう債務の弁済を保証するだけでなく、訴訟のための裁判管轄権を発生させる機能を果たす。この訴訟手続きは、ヨーロッパ各国では古くから慣行になっていたが、イギリスの裁判所では最近まで採用されていなかった。⁽⁴⁾しかし、やがて一九七五年の *Nippon Yusen Kaisha v. Karageorgis* 事件の控訴院判決で、この訴訟手続を行なう管轄権が検討され、イギリスの裁判所の慣行に変化が生ずるに至った。この事件の内容は次のとおりである。被告が原告から備船した船舶の備船料について、原告が多額の損害賠償請求を行なった。その後、被告である備船者がロンドンの銀行に預金口座を開設していることが明らかになった。そこで、船舶所有者による一当事者のみの申立 (*ex parte application*) に基づいて、控訴院は備船者が管轄内に有する自己の財産を処分したり、あるいは管轄外へ移動することを禁止する旨の差止命令を下した。かかる訴訟上の救済を認めることの根拠は、一九二五年最高法院裁判所法 (統合) 第四五条第一項に求められた。本条は、差止命令を出すことが裁判所にとって有益であると認識される場合には、裁判所は中間命令 (*interlocutory order*) による差止命令を認めることができる、と規定している。この判決の一ヶ月後、これにきわめて類似した事件が同じく控訴院で審理された。それが一九七五年の *Mareva Compania Naviera S. A. v. International Bulkcarriers S. A.* 事件である。本件判決で、*Diaz* の記録長官は、外国人債務者に対し債権を有する者のために、裁判所は訴訟上の救済を認める管轄権を現実には有しており、一定の要件を充足すれば、債権者に有利な差止命令を認めることができる、と判示した。このようにして、一九七五年の *Mareva* 事件において、外国人債務者が行なう財産移転に対して差止命令を発することによって、被害者である債権者を救済する方法が、不明確ながらも確立されたのである。

以上のふたつの事件で、裁判所は債務者に対して訴訟に参加し、異議があるならばその旨を申し立てるように促してはい

るが、債務者は全く訴訟には参加してはいない。これに対し、債務者が Mareva injunction の承認に反対する事例が検討されたのは、一九七五年の MBPXL Corporation v. International Banking Corporation 事件⁽⁸⁾であった。当初、裁判所は審理すべき重要な問題がないので、損害賠償請求は認められないという理由で、差止命令を承認しなかった。しかしながら、結局裁判所は、Mareva injunction による救済は、損害賠償の債務者が裁判管轄内に可動財産 (movable assets) つまり動産を有していれば、認められるべきである、と判示した。

これら一連の判決の結果、Mareva injunction は例外的な救済方法ではあるが、債権者にとりきわめて強力な救済手段の役割を果たすものとして承認されるに至った。その後、債権者が外国人債務者に対して損害賠償を請求する権利を有している場合に、債権者が債務の弁済を受けるためには、債権者の属する管轄内にある債務者の財産に対する執行を獲得する方法以外には、救済方法がないという事件が頻繁に生じた。かかる場合、召喚状の送達および審理の開始から、判決が下されるまでの間に、債務者が自己の財産を裁判管轄外へ出してしまふ虞がある。これに対して、Mareva injunction によれば、債権者が最高法院規則・命令第一四条⁽⁹⁾に基づいて、判決を得るまでの比較的短期間内に、債権者が管轄内にある債務者の財産を留置することができる。やがて、一九七八年には、Mareva injunction による救済に広がりを与えた Rasu Maritima S. A. v. Perusahaan Pertambangan Minyak Dan Gas Bumi Negara (Government of the Republic of Indonesia Intervening) 事件⁽¹⁰⁾の控訴院判決が下された。本件では、原告が、被告である会社が化学工場向けに予定していた物品の移動を禁止する旨の、一当事者のみの申立による差止命令を獲得した。控訴院は、一九二五年最高法院裁判所法第四五条の下で訴訟上の救済を与える裁判管轄権があると判示した。本件では、一九七五年の一連の一当事者のみの申立による訴訟手続で示された見解が、正しいものであると確認された。また、訴訟上の救済の承認は、最高法院規則・命令第一四条に基づいて下された判決に関する事件に限定されることはなくなった。管轄権は特段の注意を払って行使されるべきであるけれども、訴訟手続は金銭以外の可動財産 (removable assets) の移動を差し止めるために使わ

れなければならない。そして、訴訟上の救済は、それが正しいと判断されるときには、いつにても認められることになった。

以上のように *Marava injunction* が認められ、この訴訟手続による救済の頻度は増大していったのである。

二一三 *Mareva injunction* の要件および適用範囲

ここで、*Mareva injunction* が認められる要件および適用範囲について判示した判例を見ていくことにする。まず、一九七九年の *Third Chandris Shipping Corporation v. Unimarine S. A.* 事件⁽¹⁾では、次のように判示された。

〔事実の概要〕

Genief、*Angelic Wings*、*Pythia* 号のそれぞれの船舶所有者達は、これらをパナマの多国籍企業に備船した。個々の備船契約ではすべてロンドンが仲裁地となっていた。三人の船舶所有者が備船者に対して、備船契約に基づく損害賠償金を支払うよう契要求する旨の申立を、ロンドンの裁判所に行なった。G号の船舶所有者は自己の損害賠償をただちに充足させることを請求する旨の文書を、備船者に送付したが、備船者からそれに関する返事を受け取らなかった。そこで、G号の船舶所有者は、備船者がルクセンブルクの銀行のロンドン支店に口座を開設していることを確認していたことから、備船者に対し、当該ロンドン支店の口座を含めて、損害賠償額に相当する金額について、自己の財産を裁判管轄外に移動させることを禁止する旨の *Mareva injunction* を、一当事者のみの申立によって獲得するに至った。そして、パナマ在住の備船者にあてて令状を送付した。その二日後、AW号およびP号の船舶所有者達は、G号の船舶所有者に *Mareva injunction* が認められたことを確認したうえで、同旨の差止命令を請求し、獲得した。これに対し、備船者は損害賠償の責を負う理由がないと主張して、三つの差止命令を解除するよう申し立てた。

〔判旨〕

イギリスの裁判管轄内に訴訟の目的となる債務が存在し、債務者かその債務を消滅させるために自己の財産を管轄外に移動させてしまう虞があると認められた場合には、高等裁判所 (*High Court*) は中間命令 (*Interlocutory order*) として、一九二五年法第四五条第

一項に従つて *Mareva injunction* を認めることができる。

三人の船舶所有者は備船者に対してそれぞれ訴訟原因を有している。もし、彼らの損害賠償請求権が認められ、外国会社である備船者がその所有する特定財産の存在およびの場所について立証することができなかったならば、差止命令を認めることができる。本件の審理にあたっては、備船者がルクセンブルクの銀行のロンドン支店に口座を開設しているという事実は、備船者が管轄内に財産を有しているという証拠になる。したがって、本件の差止命令は正当である。

管轄内に財産 (assets) を有している者が外国人あるいは外国法人であるということだけでは、*Mareva injunction* を認める要件とはならない。本件判決の趣旨を反対解釈してみると、裁判所の差止命令を獲得するためには、命令を発するよう申し立てている債権者が、裁判管轄内に相手方債務者の財産が存在することを立証すれば、より強い証拠となるということになる。

つぎに、一九八〇年の *Iraqi Ministry of Defence v. Acrepey Shipping Co. S. A.* 事件⁽²⁾では、原告が獲得した *Mareva injunction* に関して、被告の貸金債権者が、その差止命令の内容の変更を申し立てたことについて審理された。

〔事実の概要〕

パナマの船会社である被告が所有する唯一の船舶 *Angel Bell* 号が沈没したために、原告は船積されていた自己の積荷に生じた損失について、被告に対し損害賠償するよう請求した。その際、被告が裁判管轄内にある自己の財産を処理し、管轄外に財産を移動することを禁止する旨の *Mareva injunction* を獲得した。被告が *A B* 号を購入する際に借り入れた金の払戻を請求していた被告の債権者は、裁判所から訴訟に参加しうる許可を得た。被告の財産は、保険ブローカーが管理している船舶保険金のみであった。しかし、それだけでは、原告の損害賠償額および返済すべき借入金合計額には不足していた。保険金の処分に関する原告と訴訟参加人との間の問題について、訴訟参加人は衡平法上船舶の抵当権者であり、保険証券の譲受人である、と判示された。原告は、訴訟参加人は貸金債権者として登録されるべきであったか否かという問題を提起した。これに対して、訴訟参加人は、ブローカーが保険金の中から貸金額を払い戻すようにするために、差止命令の内容変更を申し立てた。そして、支払は通常の商取引において善意でなされたものであり、*Mareva injunction* はかかる取引を禁止するものではない、と主張した。

〔判旨〕

Mareva injunctionの目的は、外国籍の債務者がイギリスで係争中の訴訟手続において判決を充足しなければならない危険を回避するために、自己の財産を裁判管轄外へ移すことを差し止めることにある。それゆえに、本件では原告がまだ判決までには至っておらず、未清算の額に対する求償者にすぎなかったため、被告は満期となった債務の弁済のために自己の財産を使うことができる。被告の保険ローカーが借入金返済のために差止命令の変更を求め、訴訟参加人が借入金の返済を強要していないときは、その借入金が不法か否かは重要ではない。かかる状況においても、差止命令の変更は認められる。

〇ぎに、Mareva injunctionが認められる範囲について判示した判例がある。一九八〇年のTatiangela号事件⁽¹³⁾がそれである。

〔事実の概要〕

一九七六年一月、被告がTatiangela号を購入し、船籍をギリシアに置き、ロンドン市場で船舶保険を締結した。T号の購入および修繕のために、一九七七年五月銀行から三五万ドルの融資を受けた。一九七九年一月、T号の定期備船者である原告が所有する荷物を積載運送中に、機関室の爆発によりT号が沈没した。そこで、一当事者のみの申立により、船舶保険の保険金についてMareva injunctionを獲得した。これに対して、被告は差止命令の無効を、そして被告に融資した銀行は貸金回収のために訴訟に参加して、差止命令の内容の変更を申し立てた。

〔判旨〕

たとえ原告が備船者でなくとも、実損害額以上を請求するよう申し立てることはできない。Mareva injunctionは広く認められるべきではなく、本件のように、船舶所有者が備船された船舶について人的過失はなかったという旨の、きわめて明白な証拠を提出し、備船者がこれに対する反証をなすことができない場合には、差止命令を認められない。

つまり、被害者がMareva injunctionを獲得するためには、加害者の過失の存在および自己の加害者に対する関係を明確に立証しなければならないといえる。ただし、加害者である被保険者に借入金等の債務が存在する場合には、その債権者

と被害者とは、同等の立場に立つものと解されることのできる。

この手続は、保険の訴訟手続の申立において、責任保険には限定されない。また、被告が支払不能の場合にも限定されない。被告である船舶所有者がイギリスで締結した保険契約に基づいて給付された保険金だけが、イギリスの裁判管轄内における唯一のまたは主要な財産である場合には、原告にとってこの手続は強力な武器であるといえよう。

- (1) Arnould, *Law of Marine Insurance and Average*, British Shipping Laws Vol. 9, 16th ed., 1981, London, S. 1356, n. 66.
- (2) H. Ivamy, PAYNE AND IVAMY'S CARRIAGE OF GOODS BY SEA, 11th ed., 1979, London, pp. 34-35.
- (3) Third Chandris Corporation v. Unimarine S. A. (C. A.) [1979] Q. B. 645, Lord DENNING M. R., 669.
- (4) [1979] Q. B. 645, 649.
- (5) [1975] 1 W. L. R. 1093.
- (6) Supreme Court of Judicature (Consolidation) Act, 1925, s. 45 (1). 本条は、一八七三年最高法院裁判所法第二五条第八項を継受したものである。
* A mandamus or an injunction may be granted or a receiver appointed by an interlocutory order of the court in all cases in which it shall appear to the court to be just or convenient that such order should be made.*
- (7) [1975] 1 Lloyd's Rep. 509.
- (8) August 28 1975, Court of Appeal (Civil Division) Transcript No. 411 of 1975.
- (9) Rules of Supreme Court, Order 14.
- (10) The Pertamina [1978] Q. B. 644.
- (11) [1979] Q. B. 645.

(11) The Angel Bell [1980] 2 W. L. R. 438.

(13) [1980] 2 Lloyd's Rep. 193.

三 解散命令による救済

三―一 解散命令の意義

この方法は、まず支払不能となった加害者を解散または破産させて、加害者が自己の保険者に対して有する保険金の支払請求権を、加害者の破産財産の中に含ましめ、被害者がその中から損害賠償額に相当する額を獲得することによって、被害者の保護を図ろうとするものである。⁽¹⁾そこで、そのためには、被害者はまず裁判所に対して、加害者を解散または破産させる申立を行なわなければならない。加害者が法人である場合、加害者を解散させるためには、会社法の中の解散に関する規定に明示された要件を充足する必要がある。加害者がイギリス国内に登録された法人であれば、管轄権についてならん問題は無い。しかし、イギリス国内に登録していない外国法人の場合には、会社法上の解散要件に関する問題が生じてくる。そこで、本章では未登記の外国法人に限定して、その法人に出される解散命令に関する裁判管轄の問題を検討していくことにする。

この方法は、損害賠償を請求する者が、加害者の主要な債権者である場合、とりわけ請求権者が唯一の債権者である場合に、率直な補償を提供する。これまでP I保険契約に基づくP Iクラブに対する船舶所有者の損害填補請求権は、填補金がイギリスで支払われる場合、被保険者の財産であり、したがってイギリスの法廷で解散を申し立てるには十分であると判示してきた。そこで、かかる一連の判例を検討していくことにする。

なお、これから本章で検討していく判例のほとんどは、申立人が解散命令を獲得した後は、単に破産財産の中から損害

賠償額に相当する額の獲得を目的とするものではなく、一九三〇年第三者賠償法(保険者に対する権利)⁽²⁾(以下、一九三〇年法と称する。)により保険者に直接請求することを目的とするものである。⁽³⁾このことは、前記第一章の救済方法の項目(2)のほかに(3)にまで及ぶ問題である。しかし、(3)で一九三〇法が適用されるためには、(2)の要件である解散命令の管轄権に関する要件が充足されていることが前提となるので、(3)を考えるうえには、(2)を検討しておくことが必要になるのである。そこで本章では(2)にみられる問題に限定して、その要件を検討していくことにする。

三二 解散命令を発するための要件

—— 会社法との関連 ——

イギリス国内で未登記の会社の解散の要件については、一九四八年会社法第三九九条⁽⁴⁾が次のように明示している。第一項・未登記の会社も、本法に従って解散させられる。そして、本法のその他の規定が未登記の会社にも適用される。第二項・北アイルランドに主たる営業所(principal place of business)を有する未登記会社は、イングランドまたはスコットランド、もしくはその両方に営業所を有していなければ、本法の下で解散することができない。第三項・たとえ未登記の会社であっても、解散に関する管轄権を有する裁判所を決定するためには、イングランドあるいはスコットランドに登記したものとみなされる。第五項・次の場合には、未登記の会社は解散した(wind up)ものとみなされる。(a)会社が本国で解散した(dissolution) またはその営業を中止した、あるいは業務の整理をするためだけに営業を行なう場合。(b)負債の支払が不能になった場合。(c)裁判所が、当該未登記会社を解散させることが妥当であると判断した場合。第六項では、未登記会社が負債支払不能とされる場合の要件が明示されている。

つぎに、一九四八年会社法第四〇〇条⁽⁵⁾は、グレート・ブリテン⁽⁶⁾外で設立されて、グレート・ブリテン内で営業している会社が、グレート・ブリテン内での営業を中止したならば、本国の国内法で解散したか、あるいはもはや存在しなくな

たか否かにかかわらず、本法により未登記会社として解散するものとみなされる、と規定している。この第四〇〇条の趣旨は、一九二八年会社法第九一条に初めてあらわれたものである。⁶¹⁾

そこで、一九四八年会社法の条文を検討すると、次のようになるであろう。一九四八年会社法第三九九条によると、第一項では、たとえイギリスでは未登記の会社であっても、本法により解散させられる。そして、第五項では、未登記の会社が解散しあるいはその営業を中止した場合には、解散させられるものと規定しているわけである。第四〇〇条との関連をみれば、グレート・ブリテン内で設立されながら、未登記の会社は第三九九条の要件を充足しているかぎり、そのまま本法が適用されることになる。つまり、当然イギリスの裁判管轄権が及ぶわけであるから、当該会社に対する解散命令を出すよう申立があれば、イギリスの裁判所がその命令を出すことの可否を判断することができるのである。これに対し、グレート・ブリテン外で設立された会社で、グレート・ブリテン内で営業している会社は、第四〇〇条で未登記会社として扱われ、解散させられるのである。したがって、かかる会社に対してイギリスの裁判所が管轄権を有しているといえるのである。そこで、グレート・ブリテン内で営業している外国会社で、イギリス国内で未登記の会社に対して、イギリスの裁判所が解散命令を出すための管轄権を有するといえるためには、相手方の解散を申し立てる者が、当該会社がグレート・ブリテン内で営業していたこと (carry on business in Great Britain) を、つまり営業とは何かということを立てる必要があるといえる。

ところで、外国会社を解散させるための管轄権について判示したそれまでの判例を集成して、海上保険契約におけるその営業の要件を確立した判例がある。一九七三年の *Re Compania Merabello San Nicholas S. A.* 事件が、⁶²⁾ それである。本件は一九四八年会社法の規定に関連して、会社の解散要件を判示したものである。

〔事実の概要〕

一九六六年、原告である荷主は、自己の積荷に損害が生じたとして、パナマ国籍の *Alexandra K.* 号の所有者に対して、当該積荷

損害について運送契約違反による賠償請求を行なった。この船会社はA号のみを所有するにすぎない、いわゆる oneship company であり、しかも、本件損害事故が発生した当時、イギリスでは一九四八年会社法第四〇七条に基づく登記をしていなかったうえに、その役員の本所すらも明らかではなかった。船会社は、A号について Oceanus クラブと P I 保険契約を締結していたが、事故発生当時一般の海上保険契約の保険料に相当する分担保金 (call) 一万ポンドを支払っていなかった。船会社は事故発生翌年の一九六七年に A 号を売却し、以後実質的には船会社として全く機能していなかった。また、船会社の代理人としてロンドンで活動していた会社も、一九六九年三月に解散した。荷主は、海事裁判所で、船会社に損害賠償を請求しうる判決を獲得した。そこで、荷主は、船会社はすでに営業を中止しており、解散したと同じ状態であるという理由で、解散命令を出すことを要求する旨を、裁判所に申し立てた。もし、これが認められ解散命令が出されると、一九三〇年法の下で船会社の Oceanus クラブに対する保険金支払請求権が取り出され、損害賠償請求権者である荷主に帰属し、彼らが Oceanus クラブに直接請求することができるのであった。

かかる状況において、イギリスの裁判所が、イギリス国内に登録していない外国会社に対して解散命令を出すための要件を巡って争われた。

〔判旨〕

通常の場合、一九四八年会社法第三九九条の下で管轄権を確立するためには、相手方の解散を請求する者が、以下の要件を立証充足しなければならぬ。

(a) 外国の会社がイギリス国内で営業していた、あるいは営業所を有していた、ということを立てる必要はない。ただ、外国の会社が管轄内に財産 (asset) を有していた、そして、管轄権が行使されうる上記財産の分配に関与する人がいた、ということを立てればよい。

(b) その財産は、外国の会社が、かつてイギリス国内で営業を行っていたことを示す取引上の財産 (commercial assets) である必要はない。

(c) 解散命令が出されたとき、その財産が債権者にとり何らかの利益になるのであれば、それで十分である。もし利益がないと立証

されれば、管轄権は排除される。

船会社はその債務を支払いうる状態にはなかつたので、自己のP1保険契約上の保険金を船会社のイギリス国内にある財産とみなすことによつて、裁判所は解散命令を出すための管轄権を有しているものといえる。

本件は、イギリス国内に登録していない外国の船会社が、積荷に損害を生じさせた後に営業を中断してしまい、実質的にはロンドンの保険者に対する保険金支払請求権がイギリス国内に存在しているにすぎなかつたことから、被害者がその船会社を解散させる命令を裁判所に請求した事件である。この場合、裁判所がかかる命令を出しうる管轄権を有するための要件を示したのである。

つぎに、一九四八年会社法が制定される以前の判例をも含めて、一九七三年のRe Compania Merabello事件が判示されるまでの判例の動きを辿っていくことにする。なお、これらの判例の中には、海上保険契約上の問題を扱っている判例と扱っていない判例とが含まれている。しかし、海事判例でない判例で示された管轄権に関する論旨は、そのまま海事判例に取り入れられている。⁽⁹⁾ また、これらの判例は、すべて会社法の規定に基づいて裁判管轄権について判示したものである。したがつて、海事判例でない判例もここで検討するに足りるものといえよう。

まず、はじめにあげられるのは一八八五年のLloyd General Italiano事件⁽¹⁰⁾である。

〔事実の概要〕

本件被告である会社は、海上保険を営む株式会社(société anonyme)として一八八一年にイタリアで設立された。被告会社はイタリアで営業していたが、イギリスでは支店を置かず、代理人を前じて保険契約を引き受けていた。そして、一八八四年十二月、イタリアで行なわれた取締役会で解散決議がなされた。そこで、債権者が一八六二年および一八六七年会社法に基づいて、被告会社の解散命令を裁判所に申し立てた。

〔判旨〕

一八六二年会社第一九九条⁽¹¹⁾が適用されるのは、イギリスの会社およびイギリスにおいて営業を行なっている外国会社に限定されるが、その会社はイギリスに支店 (Branch office) を有していなければならぬ。本件会社はイギリスに支店を有していないので、本裁判所は管轄権を有することはできない。

本件では、営業していたというごとの要件として、会社の支店 (residence of their own-a branch office-in this country) の存在をあげている。この要件は、債権者にとりかなり厳格な要件であるといえよう。なお本件判決の論旨は厳格であるために、もはや採用されていない。

つきに、一九四四年の *Tovarischestvo Manufacture Ludvig-Rabenek* 事件⁽¹²⁾では、一九二九年会社法第三三八条⁽¹³⁾について争われた。

〔事実の概要〕

一八七九年本件被告である会社がモスクワに主たる営業所を置いて設立された。一九〇五年から一九一四年まで、会社の取締役が定期的に訪英し、マンチェスターのホテルの一室で営業を行なっていた。一九二〇年、ロシア革命のためにこの会社は解散した。一九四四年、イギリス国内にまだ弁済していない債務があったので、債権者がイギリスの裁判所に当該会社の解散の申立を行なった。そこで、一九二九会社法に基づいて、裁判所が命令を出す管轄権を有するか否かが争われた。

〔判旨〕

当該取引期間中、ホテルが被告会社のイギリスにおける営業所 (place of business) であり、取締役がホテルの一室で、一九二九年会社法第三三八条第一項 b 号・d 号の意味する営業をしていたといえる。したがって、裁判所は命令を出す管轄権を有している。

一九二九年会社法第三三八条は、一九四八年会社法第三九九条とほぼ同旨の規定である。前者第一項本文は、後者第一項本文と、前者第一項 b 号は、後者第三項と、そして前者第一項 d 号は、後者第五項とそれぞれ対応している。前記の一八八五年の *Lloyd General Italiano* 事件⁽¹⁴⁾が、営業の内容として、解散するように申し立てられている会社の支店 (branch

office)の存在を要件としているのに対して、本件判決は、前事件よりもその要件を緩和して、営業所(place of business)が存在していれば、イギリス国内で営業していたことの証拠となる、と判示している。本件被告会社は、その営業時期は不定であったが、一年間に数週間にわたり、マンチェスターのホテルにおいて取締役が営業を行っていたのである。したがって、裁判所はイギリス国内に登録していない会社が、本国で解散したという事実にかかわりなく、当該会社の負担する債務が生じた期間内に、たとえイギリス国内に社員が常駐する支店または営業所を有していなかったとしても、常設でないが営業を行っていた場所が存在していれば、それを営業所とみなし、一九二九年会社法第三三八条が適用される、と判示したのである。かかる状況にあった会社に対しても、イギリスの裁判所が解散命令を出すための管轄権を有しているのである。本件判決の引き金となったのが、一九三二年のIn re Russian and English事件⁽¹⁵⁾と、一九三六年のRussian and English Bank v. Baring Bros. & Co. 事件⁽¹⁶⁾の両判決である。

これら三つのロシアの会社に関する事件を集大成し、かつ一九二九年会社法第三三八条第一項の要件をさらに緩和したのが、一九五一年のBanque des Marchands de Moscou (Koupetschesky) v. Kindersley 事件⁽¹⁷⁾である。本件では、ソビエト政府により解散させられたロシアの銀行に対して、イギリスの裁判所が解散命令を出しうる、と判示された。

〔事実の概要〕

この会社は、一九一八年にソビエト政府により解散させられたロシアの銀行であった。その銀行はイギリス国内に営業所を有していなかったし、営業もほとんど行っていないが、イギリス国内に莫大な資産を有していた。一九三二年にイギリスの裁判所が一九二九年会社法第三三八条第一項の下で、銀行に解散命令を出した。その後、一九四九年に、清算人がイギリスに在住していた銀行の社員から、銀行の債務の残りを取り戻すために、銀行の解散命令を出すように申し立てた。

〔判旨〕

母国ではすでに解散している外国会社に対して、イギリスで解散命令を出すためには、かつてイギリス国内で会社が活動していたと

いふ事業の痕跡 (indicia of a business) の存在が必要である。具体的には、イギリス国内に会社の財産 (assets) があったこと、および、その会社に対してイギリス人が債権者として負債を支払うように請求していることが、立証されなければならない。

イギリスの裁判所の管轄権が機能するのは、その管轄権が及ぶ範囲に限定される。したがって、管轄権を及ぼすためには、解散命令を申し立てられた会社が、本国で解散する前にイギリス国内に支店あるいは営業所に該当する場所を有していたということを立て証する必要はなく、イギリス国内にその会社の財産があったということが立証されればそれで十分であるということである。なお、前述した一九七三年の *Re Compania Merabello San Nicholas S. A.* 事件⁽²¹⁾で *Megarrey* 判事は、本件の判旨を次のように解釈している。本件の *EVERSHED* 記録長官は、一九二九年会社法第三三八条第一項 d 号 (一九四九年会社法第三九九条第五項 a 号に相当する) の要件は、会社が解散した、会社がすでに営業を中止した、会社が業務の整理を行なうための目的で営業を行なっている、という三つの要件のうち、ひとつだけを充足していればそれで足りると判断している、と。さらに *EVERSHED* 記録長官は、本法の規定は、会社がイギリスで営業していたことを立証するよう要求していないと判断している、と解釈しているのである。

前記の一九五一年の *Banque des Marchands de Moscou* 事件では、要件としてあげている財産 (assets) につき、その内容が具体的に示されていない。しかし、この事件とほとんど同じ事実関係の一九五四年の *Azoff-Don Commercial Bank* 事件⁽²²⁾の中で、*WYNN-PARRY* 判事が、イギリスで解散命令を出しうる財産とは、取引上の主要財産 (commercial subject-matter) をいう、と述べている。この論旨は、*WYNN-PARRY* 判事が *Banque des Marchands de Moscou* 事件⁽²¹⁾に関連して述べたものである。この論旨に基づき、一九七三年の *Re Compania Merabello San Nicholas S. A.* 事件⁽²²⁾で、*Megarrey* 判事が次のように述べている。解散命令を出しうる取引上の主要財産は、ただ取引上の財産だけが管轄権を与えるということを意味するものとはいえない。なぜならば、*WYNN-PARRY* 判事はかかる文言を使う前に、すでに単なる財産が存在していれば管轄権はあるという結論を出している。また、彼はその管轄権の行使に関連する場合のみにおいて、

上の主要財産ということばを使っているからだ。さらに、WYNN-PARRY判事は、取引上の財産があるときにかぎり管轄権が行使できるとは言っていない、と述べている。

以上を省みると、イギリス国内で未登記の会社に対してイギリスの裁判所が会社法に基づいて解散命令を出すためには、かつて裁判所は会社の支店または営業所がイギリス国内に存在していたことを要求していた。その後次第に要件が緩和され、たとえイギリス国内で営業を行っていないかつたとしても、イギリス国内に会社の財産が存在していれば足りる、と判示するにいたった。債権者つまり解散命令を出すよう申し立てている者の利益がその財産の中に存在していなければ、たとえ国内に会社財産が存在していたとしても、解散命令は出されないのである。⁽²²⁾そして、前述した一九七三年のRe *Compania Merabello San Nicholas S. A.* 事件⁽²³⁾では、海上保険契約における財産について、P Iクラブの加入者である被保険者のP Iクラブに対する保険金支払請求権、つまりP Iクラブの保険金支払義務が、申し立てられた者の財産といえるものである、と判示されるに至った。

つぎ、一九七九年のRe *Allobrogia Steamship Corporation* 事件⁽²⁴⁾は、積荷の利害関係人が船主に対して行なった損害賠償請求について、解散命令を出す管轄権の存否を判示している。

〔事実の概要〕

一九六六年一〇月、リベリア国籍の船舶がイギリスのP IクラブとP I保険契約を締結した。その後、船舶所有者の社名が変更されたことに伴って、船名がAllobrogia号に変更された。そして、一九六九年二月二〇日、このA号に関するP I保険契約がUnited Kingdomクラブに移転した。

一九六八年の積荷損害事故発生時にはA号は積荷を運搬中であつた。この事件について、原告の積荷利害関係人は運送契約違反に基づく損害賠償請求を行ない、一九七六年一月および一九七七年七月に高等法院(High Court)で勝訴の判決を獲得した。そこで、船舶所有者がU Kクラブに保険金の支払を請求した。この船会社は、一九七四年一月二四日リベリア法の下で解散した。ただし、本

件訴訟を継続し終了させるために、会社は解散後三年間は限定的に存在することが許されていた。

原告は次のように主張した。船会社はイギリス法に基づいて解散させるべきである。この解散命令は、一九三〇年法第一条第一項に従って、船会社のP Iクラブに対する権利を原告に移転させる効果がある、と。これに対して、被告P Iクラブは次のように主張した。P Iクラブは会社の未払の分担金に関する債権を有する。また、イギリスに未登記の本件会社の解散については、高等法院に管轄権はない、と。

〔判旨〕

一九四八年会社法第三九九条第一項の下で、裁判所が会社の解散を妥当と判断するならば、裁判所はこれについて命令を出す管轄権を有する。なぜならば、本件会社はすでに母国で解散しており、その債務を履行しえない未登記の会社であるからだ。ただし、外国会社に解散命令を出す場合には、裁判管轄は制限される。一般に会社が管轄内に財産を有していることが立証されると、この管轄権は行使される。その立証責任は、相手方の解散命令を申し立てる者にある。

本件では、外国会社に対して、その財産がイギリス国内に存在していれば、解散命令を出すことができる、と判示されている。財産の内容については、前記一九七三年の *Re Compania Merabello San Nicholas S. A.* 事件⁽²⁵⁾で示された要件を支持して、同事件判決を確認しているといえよう。⁽²⁶⁾

以上のように、イギリスで保険金が支払われる場合、P I 保険契約による保険金は被保険者の財産であり、イギリスの法廷で解散を下しうる要件を充足するものであると判示されてきた。しかしながら、解散命令を出すことは、はなはだ裁判所の判断に依拠するところが多く、保険者に対する求償が多少の成功の可能性を持っているものでなければ、裁判所はなかなか命令を下そうとはしない。つまり、裁判所はたとえ管轄権があると判断しても、その管轄権を行使して解散命令を出すことにより、申立人が利益を享受しようという可能性がないかぎり、解散命令を認めようとはしないといえよう。⁽²⁷⁾

この問題について、裁判所は前記の一九七九年 *Re Albroglia Steamship Corporation* 事件⁽²⁸⁾で、次のように判示して

いる。

〔判旨〕

解散するよう申し立てられた会社の唯一の財産が提訴権 (right of action) である場合、これまでの解散命令の管轄権に関する原則が適用される方法を示した判例は、いまだ存在していない。原告は、当該訴訟が裁判管轄権を打ち立てる合理的な可能性があると立証するだけで十分である。成功の可能性のある訴訟は、価値ある財産を形成する利益の可能性をもって行なわれなければならない。しかし、一九六八年に発生した本件損害事故は、P I クラブに請求しうる損害填補を生じさせているので、すでに発生した事故において、P I クラブに対する訴訟は成功の可能性がないとの立証責任は、P I クラブにある。

本件では拳証責任の転換が行なわれると判示されたのである。

以上のように、責任保険において、その被保険者がイギリスでは未登記の会社であり、しかもその者の保険者に対する保険金支払請求権以外は、イギリス国内にその者の財産と称しうるものがない場合であっても、イギリスの裁判所は解散命令を出すことができる。つまり管轄権を有するといえる。解散命令によって、被保険者の解散により、その保険金支払請求権が被保険者の破産財産の中に含ましめられ、申立権者である被害者は、その財産の中から損害賠償金と同額を支払うよう請求することができるのである。しかし、通常支払不能となった被保険者には被害者の他に破産債権者がいることも考えられるわけであるから、被害者は必ずしも損害賠償金を全額獲得することができるとはいえない。したがって、この救済方法は被害者にとって最善の策とはいえないであろう。⁽²⁹⁾そこで、考えられるのが、次章で述べる一九三〇年法に従って保険者に直接請求する方法なのである。また、海上保険契約では、通常被保険者が被害者に損害賠償金を支払ったことを前提として、保険金が支払われるシステムを採用しているものが多い。この制度の下では、もし加害者が支払不能に陥れば、加害者の破産財産の中から損害賠償金を獲得したり、保険者に直接することができなくなってしまう。この問題についても、一九三〇年法による問題に関連させて次章で検討していくことにする。

- (1) Arnould, Law of Marine Insurance and Average, British Shipping Laws Vol.9, 16th ed., 1981, London, S.1355.
- (2) Third Parties (Rights Against Insurers) Act, 1930 (20 & 21 Geo. 5, c. 25)
- (3) 上の理由でこの中第一を参照。
- (4) Companies Act, 1948 (11 & 12Geo. 6, c. 38). s. 399. 付録(一)を参照。
- (5) Companies Act, 1948, s. 400. 付録(2)を参照。
- (6) グラント・ブリテン社、インダラン社、スコットランド社としてウェールズから成り立つ。グレート・ブリテンと北アイルランドを合併して「エナニチム・キングダム」と称せられた。
- (7) Re Compania Merabello San Nicholas S. A. [1973] Ch. 75, 85.
- (8) [1973] Ch. 75.
- (9) [1973] Ch. 75, 91, 92.
- (10) (1885) 29 Ch. D. 219.
- (11) Companies Act, 1862 (25 & 26 Vict. c. 89) s. 199.
- (12) [1944] Ch. 404.
- (13) Companies Act, 1929 (19 & 20 Geo. 5, c. 23) s. 338, sub—s. 1 (b).
- (14) (1885) 29 Ch. D. 219.
- (15) [1932] 1 Ch. 663.
- (16) [1936] A. C. 405.
- (17) [1951] Ch. 112.
- (18) [1973] Ch. 75.
- (19) [1954] Ch. 315.

〔事実の概要〕

ロシアの銀行が一九二二年ロシア国内で解散した。その銀行はイギリスでは未登記であり、イギリス国内に営業所 (office or place of business) を有していなかったが、イギリス国内で取引を行ない、多くの資産をイギリス国内に有していた。そこで、債権者は、イギリスの裁判所にこの銀行に対する解散命令を出すよう申し立てた。

〔判旨〕

イギリス国内に銀行の財産が存在するので、解散命令を出すことのできる管轄権があるといえる。

- (20) [1951] Ch. 112.
- (21) [1973] Ch. 75.
- (22) Cigglestone Coal Co. Ltd. [1906] 2 Ch. 327 C. A.
- (23) [1973] Ch. 75.
- (24) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190.
- (25) [1973] Ch. 75.
- (26) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190, 195.
- (27) [1906] 2 Ch. 327 C. A.
- (28) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190.
- (29) Arnold, op. cit., S. 1356.

四 一九三〇年法による救済

四一 一九三〇年法の内容

責任保険において被保険者が支払不能になった場合に、被害者を救済する方法のひとつに、前述したごとく被保険者を

破産させて、その破産財産の中から保険金を取得する方法がある。しかし、この方法によると、被害者が受ける弁済の順位が他の債権者の後位にまわってしまい、被害者は請求した損害賠償額の全額を獲得できなくなる虞があり、被害者にとっては、きわめて不十分な救済方法である。この方法を補うものとして、一九三〇年第三者賠償法（保険者に対する権利）⁽¹⁾（以下、一九三〇年法と称する。）の規定に基づいて、被害者が保険者に対し被保険者が獲得する予定であった保険金を自己に支払うよう直接請求する方法がある。⁽²⁾この一九三〇年法によれば、第三者に対する自己の責任について保険契約を締結している被保険者が、第三者に対して損害賠償義務を負った後、破産あるいは解散した場合、当該被保険者が保険契約の下で保険者に対して有する保険金支払請求権を、被害者である第三者が代位することにより、保険者に損害賠償金の支払を直接請求することができるものとされている。一九三〇年法はこの代位の要件として、以下のように規定している。まず、被保険者が自然人であれば、その者が破産（bankrupt）したか、あるいは債権者と和議を整えた（make a composition or arrangement with his creditors）⁽³⁾に、⁽⁴⁾に被保険者が会社（company）であれば、その会社について解散命令（winding-up order）が出されたか、あるいは任意解散（voluntary winding-up）⁽⁵⁾が決議されたか、もしくは収益管理人（receiver or manager）が任命されたことを、それぞれ明示している。⁽⁶⁾

この一九三〇年法が海上における責任保険契約に適用されるということは、もはや疑う余地はない。⁽⁴⁾この法律がPI保険契約にも適用されることについて、一九七九年のRe Allobrogia Steamship Corporation 事件判決が次のように確認した。一九三〇年法は同法が適用される保険契約の定義を示していないが、PIクラブが引き受ける保険契約は、通常の法律用語および一九三〇年法の意味する保険契約である、したがって一九三〇年法はPI保険にも適用される、と。一般に、PIクラブは、船舶について生ずる海上危険に基づく船主の責任を、相互扶助の原則で引き受けている。その責任は、加入船舶の運航に伴って生ずる責任（liability）、費用（costs）および経費（expenses）をいう。そして船舶所有者は、かかる事柄についてあらかじめPIクラブと合意していた条件に従って、PIクラブから損害填補を受ける

ことができるのである。P Iクラブは、組合員資格 (membership) を有した船舶所有者から分担金 (contribution または call) を受け取って基金 (fund) を形成し、損害填補に備えている。したがって、船舶所有者とP Iクラブとの間に締結された契約は保険契約であり、一九三〇法の適用を受けることができるといえよう。

ところで、責任保険を引き受けている保険者に対する被害者の直接請求権は、近年損害賠償額の高騰に伴い、被害者にとりきわめて有益な権利になってきた。巨大な海上損害の賠償責任について、それを負担するに十分な資力を有していない小規模な船舶所有者が発生させた事故の被害者にとっては、とりわけ重要であるといえよう。海上運送では、船舶の航行に伴って生ずることのある損害負担の帰属が曖昧であったり、船舶の背後に存在する船舶所有者または備船者の内実が不明な事態が生ずることがある。かかる状態にある船舶が損害を生じせしめた場合、その被害者は、一九三〇年法の規定に従って、一定の要件の下で当該船舶所有者または備船者を破産または解散させて、その者が締結している責任保険契約の保険者に対して、損害賠償金に相当する保険金を支払うように直接請求することができる。しかしながら、この一九三〇年法に基づく訴訟手続では、實際上複雑かつ困難な問題が少なからず存在している。たとえば、海上の責任保険の多くは責任負担機能および責任免脱機能を有しておらず、被保険者は自己が損害賠償責任を負担し、かつ現実に第三者に損害賠償を行なうてからではないと、保険者に給付請求することができない仕組になっている先履行型の責任保険である。この場合、被保険者が支払不能に陥ってしまうと、損害賠償金の先支払義務を示した保険証券中の規定を充足することができなくなり、保険者が免責され、被害者は救済されなくなる。そこで、かかる仕組を定めた保険契約と前述した一九三〇年法との関係が、被害者にとってきわめて重要な問題となるのである。イギリス法はこの点をどのように解決しているのであろうか。

本章では、一九三〇年法に基づく第三者救済に関して派生する一連の問題について、若干の検討を行なっていくことにする。なお、以下に引用するイギリスの判例の中で、陸上における責任保険を扱っている判例がある。しかし、これらが示した法理が海事判例の中で採用されていることから、一九三〇年法の規定に関するイギリス法を検討するためのひとつ

の材料として、本章でもこれらの判例を引用したのである。

四—二—一九三〇年法による救済の問題点

四—二—一 被保険者に対する損害賠償請求との関連

通常、責任保険の下では、被保険者が保険金の支払を受けることのできる権利は、被保険者自身の被害者に対する責任が、判決や仲裁裁定によって確定されるまで生じてこない。したがって、かかる場合、被害者は一九三〇年法の下で保険者に直接請求する訴を提起する前に、被保険者に対する損害賠償請求権を確定するための訴訟や仲裁を提起しておかねばならないのである。⁽⁶⁾この点について、一九六七年の *Post Office v. Norwich Union Fire Insurance Society* 事件の控訴院判決⁽⁶⁾では、次のように判示された。

〔事実の概要〕

一九六三年五月、土木業者が道路工事中に、地中に敷設されていた郵便局の電話ケーブルを破壊した。一九六四年六月、裁判で土木業者の責任とその損害賠償額が確定される前に、土木業者は強制的に清算 (*compulsory liquidation*) させられた。この土木業者は一般損害賠償責任保険で、第三者に対する自己の責任を付保していた。その保険は、被保険者が法的に賠償する責任を負っている財産損害額について、保険者が被保険者に補償するという内容であった。⁽⁶⁾そこで、一九六五年六月、郵便局は土木業者の保険者に対して、一九三〇年法に基づいて損害賠償の請求を行なった。これに対し保険者は、被保険者の責任およびその賠償額が確定されるまで、郵便局は保険者に対して直接請求することはできない、と主張した。

〔判旨〕

被保険者の保険者に対する保険金支払請求権は、一九三〇年法の下で被害者である第三者に移転し、帰属するわけであるが、それは当該保険契約の内容に従って移転するものである。したがって、被保険者である土木業者は、郵便局に対する自己の責任が確定してか

らでないとして、保険者に損害填補を請求することができないので、郵便局は土木業者の責任が確定するまで、保険者に直接請求することはできない。

被保険者が支払不能に陥る前に、責任が確定されていない場合、被害者である第三者は、加害者である支払不能に陥った被保険者に対して損害賠償に關する訴を提起する等の行為を行なうことにより、ひとまず被保険者の責任を確定しなければならぬ。つまり、保険契約に基づく保険者に対する加害者の権利が被害者に移転するわけであるが、この権利の内容、およびそれが発生する時点が問題となってくる。これについて本件判決の中でDENNING記録長官は、次のようにまとめている。加害者の責任は損害事故発生時、つまり過失と損害が一致したときに生ずるにすぎず、加害者である被保険者の保険者に対する権利は生ずるものではない。被保険者は被害者に対する自己の責任が確定し、それに基づいて賠償義務が確立されたときに、保険者に対する損害填補の請求権を獲得するにすぎない。本件の保険証券で填補されるのは、被保険者が財産損害について損害賠償として法律上支払わざるをえなくなった額についてである。したがって、まず判決、仲裁裁定あるいは合意によって、被害者に対する加害者の責任が確定されなければならない⁽¹⁰⁾、とまとめている。つまり、被害者は被保険者の責任が確定したときに、その請求権を取得することができるのである。本件において、以上のように責任の確定を要件として判示したDENNING記録長官は、一九七〇年のFarrell v. Federated Employers Insurance Association事件⁽¹¹⁾でも、同じ論旨を採用した。また、一九七九年のVainqueur Josés事件⁽¹²⁾では、MCCARTTA判事が海上保険に關する責任保険についても、同じ論理が適用されることを確認している。

四―二―二 被保険者の負担する義務との関連

もし被保険者が保険証券に基づいて自分自身で保険者に求償しているならば、被害者は保険者から対抗を受け、負かされてしまい、自己の損害賠償請求を完全に充足することができなくなる可能性がある。

保険契約上のあらゆる条件は、もし保険者がそれを放棄しないならば、一九三〇年法の下で提起される訴訟において保険者の防御とされうる。⁽¹³⁾ 損害事故発生、および損害賠償請求がなされたことの保険者への通告が保険金支払請求の条件であった場合に関して、次のような一連の判決がみられる。まず、一九三九年の *Hassett v. Legal and General Assurance Society Ltd.* 事件⁽¹⁴⁾ では、被保険者の使用者責任が取り扱われた。

〔事実の概要〕

使用者が被告保険者と、使用人の負傷について責任保険契約を締結していた。この保険証券の中には、被保険者は損害賠償請求を受けること⁽¹⁵⁾ につき (immediately on receipt thereof) 保険者にその旨を通告する義務を負う、という規定が挿入されていた。

使用人が就業中に負傷し、使用者に損害賠償を請求した。使用者はその七ヶ月後、使用人が自己に対して行なった損害賠償請求について、保険者に通告しないまま倒産した。その後、使用人が一九三〇年法に基づいて、保険者に対し保険金を支払うように直接請求した。

〔判旨〕

本件では、被保険者が自己に対する訴訟手続に関して保険者に通告することが、保険金を請求するための要件である。使用者は、原告使用人が行なった損害賠償請求について、保険者に通告する義務の履行を怠っている。被保険者は、かかる通告に関する自己の権利を放棄していないので、保険者は保険金の支払について免責される。

本件では、通告を保険契約関係の権利、義務としてとらえ、被保険者に保険者への通告を義務づけているのに対し、その通告の受理を保険証券が保険者に付与した保険者の権利 (rights to such notice)⁽¹⁶⁾ とみている。その中には、損害賠償に関する訴訟手続の通告を受けること、一連の訴訟手続を引き継ぐこと、そして、損害填補請求の正確さを判断すること、損害の範囲を確かめることが、それぞれ含まれるのである。⁽¹⁷⁾ 本件では被保険者のかかる義務の不履行を保険者の給付の免責事由として、一九三〇年法に基づき被被害者の請求を拒むことができるとしたのである。

Griffin, 1970年6月Farrell v. Federated Employers Insurance Association 事件⁽¹⁸⁾の控訴院判決では、次のように判示された。

〔事実の概要〕

一九六二年一月、原告がその使用者の下で就業中に負傷した。使用者は自己の使用者責任について付保していた。当該保険証券の第一条は、使用者は令状 (writ) を受領した旨を受領後ただちに保険者に通告する義務を負う、と規定していた。⁽¹⁹⁾ 保険者は、一九六三年四月に使用者から本件損害事故の報告を受けた。一九六四年九月、使用者の収益管理人 (treasurer) が指定された。管理人は、一九六六年一月に損害賠償訴訟開始の令状を受領した。同年二月、被害者は、損害賠償判決を獲得し、三月に管理人がその旨を保険者に通告した。一九六八年六月、損害賠償額が確定した。そして、同年十一月、被害者が一九三〇年法に従って保険者に令状を送達した。これに対して、保険者は被保険者の通告は著しく遅れたものであり、それは本件保険証券第一条に違反するものであるから、被害者は保険金を支払うよう請求することはできない、と主張した。

事故の日までに保険証券を受け取っていたか否か、そして契約の内容を使用者が知っていたか否かは不明であった。ただし、本件保険証券には No. 13/E. L. 217116 という固有の番号が付けられていた。

〔判旨〕

原告は固有の番号が付けられていた保険証券に基づいて保険者に対し保険金の支払を請求しているので、被保険者である使用者がそうであったように、原告もこの保険証券上の条件に拘束される。

本件では、被保険者は損害事故発生後相当なばやきで (with all reasonable speed) 保険者にその旨を通告したとはいえず、これは本件保険証券第一条に反するものであるから、被保険者は保険金の支払を請求することはできない。

被害者に対する被保険者の責任が確定し、その損害賠償額が明示された場合、被害者は責任保険契約の下で被保険者が有していた権利を獲得し、被保険者の立場に立つ。つまり、被害者は被保険者の権利を取得すると同時に、被保険者が負担していた義務を負わなければならなくなり、保険契約上のあらゆる条件に拘束されるのである。この Farrell 事件では、被

保険者の通告の遅延が著しかったことが、条件を充足しなかったものと判断され、これに基づいて保険者は保険金支払債務を負わない、と判示されたのである。なお、本件では、この通告に関して一九六六年一月に被保険者は令状を受理し、同年三月に保険者に通告したが、本件保険証券の要件を充足するためには、一月末日までには通告しておくべきであった、と判示されている。⁽²⁰⁾

一九七九年のVainqueur Joseff事件では、Mocatta判事がこの問題について、このFarrell事件判決を引用して、次のように判示している。⁽²¹⁾一九三〇年法に基づいて被保険者の立場に立った者が、保険者に対して行なった損害賠償請求に関して、保険者は被保険者が保険契約の条件を履行充足していなかったことを立証すれば、保険金支払責任から免れることができる、と。

しかしながら、保険者の防衛は、一九三〇年法に基づいて移転された特別な責任に関連していなければならぬ。⁽²²⁾一九七〇年のMurray v. Legal and General Assurance Society事件⁽²³⁾では、保険証券が保険者の責任の発生要件として、被保険者に保険料の支払を課していないならば、保険者は損害事故発生前の未払保険料について相殺権を主張することはできない、と判示された。

〔事実の概要〕

一九六三年、原告はその使用者に対して、使用者の過失によって原告自身が就業中に被った人身損害について、賠償を請求した。その使用者は被告である保険者と、使用人に対する使用者責任に関する保険契約を締結していたので、この損害賠償請求について保険者に通告した。保険者は使用者からの請求に対して、被保険者である使用者の未払の保険料をもって相殺することを主張した。ただし、保険証券の中には、被保険者による保険料の支払を、保険金の支払の前提とする旨の規定は挿入されていなかった。一九六四年、使用者は任意解散した。一九六七年、原告は被告に対して、一九三〇年法に基づいて保険者に直接請求した。

〔判旨〕

原告使用人は、損害賠償請求した全額について権利を有する。使用者の未払の保険料については相殺されない。保険証券の下で被保険者に対抗しうる要件は、第三者に対しても主張しうる。一九三〇年法第一条第一項の“in respect of the liability”という文言が、被保険者が第三者に対して負担した責任に関して、保険契約の下での権利に対する法定地位を十分制限している。特定の第三者に対する被保険者の特定の責任に属さない権利は、被害者に移転しない。

本件では、保険者は、この保険契約の下では被保険者は保険料を支払った後でないとして、保険金の支払を請求することはできない、と主張した。しかし、本件保険証券中には、その関係についてはなんら明示されていなかった。つまり、一九三〇年法の下で第三者に移転する被保険者の権利および義務は、保険証券中に示されたものに限定されるのである。

一九三〇年法第一条第四項は、保険者は被保険者に対して負担したであろう責任と同じ責任を第三者に負担する、と明示している。⁽²⁴⁾ 第三者に移転するのは、第三者に対して被保険者が負担した責任に関する特定の権利のみであり、すべての権利および義務が移転するものではない。

ところで、一九三〇年法には一九〇六年労働者災害補償法第五条⁽²⁵⁾にみられるように、保険者に対する被保険者の義務を明示する規定はみあたらない。⁽²⁶⁾ もし保険証券の中に被保険者に対抗しうる条件があれば、それについてだけ第三者に対抗しうるにすぎない。つまり、保険者が第三者に対抗しうるのは、保険証券に明示された被保険者への対抗要件のみだけである。

しかし、一九三〇年法が、被保険者が支払不能に陥った際に保険者を免責する旨の条項を無効としている場合には、前述の要件に関する論理は適用されない。⁽²⁷⁾ P I 保険契約をはじめとする海上危険に関する責任保険契約では、一般に被保険者があらかじめ被害者に損害賠償金を支払った後からでないと、保険者にそれと同額の損害填補金を支払うように請求することができない、ということが、それぞれの保険証券に明示されている。被保険者に損害賠償金の先支払義務を課しているのである。つまり、海上における責任保険は責任免脱機能を有しない先履行型の保険なのである。したがって、支払

能力のある被害者が損害を発生させた場合、その被害者は加害者である被保険者に対して損害賠償を請求し、賠償金を獲得することのできる可能性がある。しかしながら、被保険者が損害事故を発生させた後、支払不能となった場合には、その被害者は損害賠償金を全く獲得できなくなってしまう。たとえ一九三〇年法第一条第一項の規定に従って、被保険者の責任が確定した後、被保険者が保険者に対して有していた独自の権利を、被害者が取得したとしても、当該保険証券中に前述した内容の条項が挿入されていれば、保険者はその条項に基づいて自己の保険金の支払債務を免除されることになる。したがって、被害者としては全く保護されなくなってしまうのである。このような場合、イギリス法は被害者救済の方法をどのように考えているのであろうか。その救済方法として、一九三〇年法第一条第三項の規定を用いることが考えられている。この規定は、次のような旨を明示している。第三者に対する被保険者の責任に関し締結された保険契約において、一九三〇年法第一条第一項 a 号または b 号に示された事実（破産または解散）が被保険者について生じた場合、直接的にしろ間接的にしろ (directly or indirectly)、当該保険契約を無効にしたり、あるいは当事者の権利を変える旨の規定が挿入されていれば、当該保険契約は効力を持ちえない (shall be of no effect)⁽²⁸⁾ と明示されている。ここで問題となるのは、はたして被保険者に損害賠償金の先支払義務を課している旨を明示した規定が、一九三〇年法第一条第三項に該当し、無効になるか否かということである。これについて、一九七九年の *Re Allobrogia Steamship Corporation* 事件⁽²⁹⁾では、次のように判示された。

〔事実の概要〕

一九六六年一〇月、リベリア国籍の船主がイギリスの P I クラブに自船を加入させた。その後社名および船名の変更に伴い、一九六九年二月二〇日、同船に関する P I 保険契約が *United Kingdom* クラブに移転した。

一九六八年、同船が積荷運搬中に損害事故が発生した。この事件について原告である積荷利害関係人は運送契約違反に基づく損害賠償請求を行ない、一九七六年一月および一九七七年七月に高等法院で勝訴の判決を獲得した。そこで、船主が U K クラブに対し保険

金の支払を請求したのである。

この船会社は、一九七四年一月リベリア法の下が解散した。ただし、本件損害賠償訴訟が終了するまでは、船会社は解散後むこう三年間は限定的に存在することが認められていた。

そこで、被害者である積荷利害関係人は、一九三〇年法第一条第一項に基づいて、保険者に損害賠償金を支払うよう請求した。これに対し、保険者は次のような理由で、賠償金の支払を拒否した。本件保険証券第二八条には、被保険者は自ら被害者に損害賠償金を支払ってからでないといふ理由で、賠償金の支払を請求することができない、と規定されている。⁽³⁰⁾ 本件では、被保険者は損害賠償金を支払っているのであるから、たとえ被保険者が解散した後、一九三〇年法で被害者が請求したとしても、保険金を支払う義務はない、と。

〔判旨〕

本件では、一九三〇年法第一条項に示された事実が船会社に生じた場合に、本件保険証券第二八条但書は、保険契約を無効にした^り、当事者の権利を変更するものであるか、ということが争点となる。被保険者である船会社が解散しても、第二八条の要件に従えるなら、この但書は前述の効果を持たない。しかし、第二八条に示された先支払義務を履行しえなくなったならば、この但書は一九三〇年法第一条第三項により無効である。

かかる判決を下したStare判事の論旨をまとめれば、次のようになる。一九三〇年法第一条第三項の趣旨は、同法第一条第一項の事実が被保険者に生じた場合、保険証券の中に当該保険契約を無効にしたり、あるいは当事者の権利を変更すること（この場合には、保険者の義務を緩和するか、もしくは被保険者の権利行使の範囲を狭くすることになる）を目的とする規定が含まれているならば、その規定を無効にすることにある。一九三〇年法第一条第一項は、保険者に対する被保険者の権利を法律上第三者に移転することを明示している。したがって、同法第一条第三項の趣旨は、同法第一条第一項に示された事実が生じた場合に、第三者は保険者に対する諸権利を保険証券中の文言により変更されないで、つまり権利行使の範囲を狭くされることなく享受しようということである。そして、一九三〇年法第一条第三項の中に、『直接的にしろ、間接的にしろ（directly or indirectly）当該保険契約を無効にする』という文言が挿入されている。この

“directly or indirectly” という文言の意味するところは、かかる事実が被保険者に生じた場合、たとえ保険証券中の規定が明確にあるいは当事者の関係に基づいて契約を無効にしたり、当事者の権利を変更する趣旨ではなくとも、かかる規定は一九三〇年第一条第三項に反するということである。

Stander 判事は、一九三〇年法第一条第一項 a 号および b 号に示された事実のほかに、被保険者がいまだ解散にいたつては、³¹⁾が、支払不能 (insolvency) に陥つてゐる場合をも示して、この問題について判断を下している。完全に支払能力のある被保険者は、自己の損害賠償責任を履行することにならざる苦勞がなく、損害賠償金の支払義務を履行することができるから、保険者から損害賠償金に相当する金額について填補されうる。これに反して、支払能力のない被保険者は、たとえ損害事故発生後解散にいたらなくとも、損害賠償金を支払えない状態に近づけば近づくほど、先支払義務の履行が困難になり、保険金獲得の可能性が益々薄れてくるのである。そこで、保険証券中に被保険者の先支払義務を示した規定は、被保険者が支払不能に陥つた際に、当該保険契約を無効にしたり、当事者の権利を変更してしまふ効力を有するであろう。しかしながら、被保険者の支払不能は、一九三〇年法第一条第一項で明示された事項には含まれていないのであるから、同法第一条第三項には該当しないことになる。ただし、被害者が自己の債務を支払うことができないという事実は、一九四八年会社法第二二二条³²⁾で裁判所が被保険者を解散にいたらしめる管轄権を有し、解散命令を出しやすい原因のひとつである。保険証券中に先支払義務を定めた規定は、被保険者の支払不能を理由にして出された解散命令に基づいて当該保険契約を無効にしたり、当事者の権利を変更する効果を有している。したがって、それは一九三〇年法第一条第三項の趣旨に反するものであるから無効であるといえるのである。

四—二—三 保険者の裁量

海上危険に関する責任保険のうち、とりわけ P I 保険では、P I クラブが提供する損害填補の多くは、P I クラブの理

事やマネージャーの判断に依拠するところが大きい。したがって、一九三〇年法に基づいた第三者からの損害賠償請求は、もしその請求がPIクラブのメンバーである加害者により直接なされていた場合にPIクラブが採用するであろう方法と同じ方法で、付保された危険について保険契約の内容を定めたクラブの規則書(Rules)によって付与されている裁量権を行使するように、理事やマネージャーに要求することができる。この問題について、一九七九年のVainqueur José号事件⁽³³⁾では、次のように判示されている。なお、本件はPI保険に関する様々な問題を扱っているので、ここではこの問題に該当する部分に限って検討していくことにする。

〔事実の概要〕

一九六九年六月、Vainqueur José号を所有する船主が、被告Londonクラブに加入した。このPIクラブ規則書には次のような規則が挿入されていた。

第八条但書(k)・メンバーは自己の利益を守る手段を取らなければ、クラブの裁量により保険金支払われない。

第一三条・メンバーは被害者から損害賠償請求を受理した後一二ヶ月以内に、できるだけすみやかにその旨をクラブに通告しなければならぬ。⁽³⁴⁾

一九六九年九月、原告である積荷利害関係人は、積荷のスクラップをNewark(アメリカ)からMatanzas(ベネゼエラ)に運ぶために、VJ号を備船した。同年一月一日頃、VJ号は航海を開始した。しかし、一月十九日、Bermudaの南沖でVJ号のメインエンジンが故障し、航行不能となったためにCuracaoに曳航され、そこでサーベーターによる検査を受けた。

一九七〇年一月十九日被保険者である船主は原告に対して、VJ号が本航海の目的港Matanzasまで航行できなくなった旨を通告した。同年七月、原告ノルウェー船Gudvang号を備船し、VJ号から積荷を積み換えた後、九月にG号がMatanzasで積荷の陸揚を完了した。

そこで、積荷利害関係人は、次のような方法で被保険者に損害賠償請求したのである。一九三〇年法の下でLondonクラブに損害賠償金を支払うよう直接に請求するために、一九七五年六月、VJ号の船主に解散命令を出すことを要求する旨の訴をイギリス会社裁判

所に提示した。そして、同裁判所はこれを受けて、同年七月、解散命令を発した。

Londonクラブは一九七一年一月二三日、損害賠償に関する通告を被保険者の代理人から受け取った。被保険者から直接通告されたのは、一九七五年七月一日であった。クラブの理事会では、一九七五年一〇月、一九七六年一月、三月、五月、九月の五回にわたって、本件事故が討議された。各会議のたびに、クラブのマネージャーが本件事故の内容およびその後の状況を報告した。しかし、その報告は単なる概要にすぎなかった。三月の理事会では、次のように決定された。VJ号の事故は、同船を堪航状態にしていなかったことによる。したがって、これはクラブ規則第八条(k)に違反する。つきに、メンバーの行なつたはじめの損害発生通告は、権限のない者によるものであり、またメンバー自身の通告は著しく時期を逸したものである。これはクラブ規則第一条に反することから、積荷利害関係人は保険金の支払を請求することはできない、と。これに対し、原告はクラブはその裁量権を正しく行使したとはいえない、と主張した。

〔判旨〕

Londonクラブの理事会は、原告の保険金支払請求を審議する際に、善意で行動したといえる。クラブの理事会は、クラブ規則書により絶大な裁量権が付与されている。理事会は、その裁量権を行使するために適用される原則に従わなければならない。クラブは、メンバーであった加害者に対して行使したであろう裁量権と同じ内容の裁量権を、原告に対しても行使しているといえる。

本件のクラブ規則第一三条にみられるように、メンバーは損害賠償請求がなされると、ただちにその旨を保険者に通告しなければならない、もしこれを怠ると理事会の裁量で損害填補がなされなかったり、その金額が減額される。裁判所は、この通告は被保険者自身または被保険者により正当に授權された代理人がなしうるものであり、第三者または通告の利害関係人は通告をなしえない、と判示している。つまり、本件では、一九七五年七月に被保険者自身が通告するまで、一九七一年一月に被保険者の代理人が通告をしている。しかし、その者は船長にアドバイスをするなどして被告の代理人として行動しているが、通告に関しては授權されていないと判断し、その通告は正当なものではないと判示したのである。

なお、本件規則第八条 (k) は損害防止義務をさだめているが、メンバーが事故を発生させた後、メンバーが被保険者でない賢明な船主が行なうであろう防衛行為をしなかったときには、損害填補を受けることができないということを、その目的としている、とあわせて判示された。つまり、メンバーは P I 保険契約を締結すれば、P I クラブのメンバーであるゆえに、そして P I クラブの損害填補を受けるゆえに、もし保険契約を締結していなかったならば、損害賠償金を自己負担せざるをえなかった場合には行なわなかったであろう無責任な行為してはならないということである。

つぎに、クラブ規則の中に明示されていない危険で、もしクラブの裁量によりそれによる損害填補を認められないようなメンバーの責任は、一九三〇年法が適用される責任ではなく、被害者は保険者に対して求償することができない。⁽³⁶⁾これについて、前述の *Vainqueur Josep* 事件⁽³⁶⁾が次のように判示している。

〔事実の概要〕

London クラブの規則書には、次のような規則が挿入されていた。

第七条 (h) ・ 船積から荷渡までの積荷損害について填補する。理事会が別段の決定をしないかぎり、積荷が陸揚された目的港以外の港から、運送契約の目的港までのメンバーの積荷回送責任については填補されない。⁽³⁷⁾

一九六九年一月一日頃、*Vainqueur Josep* 号は航海を開始した。一月一九日、メイン・エンジンが故障し、航行不能となったため、途中の *Curacao* に曳航された。一九七〇年七月、荷主は *Guldvang* 号を備船して、積荷を積み換えた後、九月に目的港で陸揚を完了した。

荷主は、一九三〇年法の下で被保険者の地位を獲得した後 G 号の備船料および碇泊料、積換費用、V J 号の曳航費用のうち積荷の負担額およびサーパーヤーの費用について、保険者に支払うように請求した。これに対し、保険者はかかる費用の多くは規則第七条 (h) に該当し、填補されないと主張した。

〔判旨〕

一九三〇年法に基づいて被害者に移転する権利は、当該保険契約中に示された被保険者の権限に限られる。本件では、被保険者は回

送費用についていないので被害者は、これに関する損害賠償を請求することはできない。

一九三〇年法の下では、被保険者が当該保険契約において有していた権利および義務が被害者に移転する。被害者は被保険者の立場に立って保険者に請求しうるのであるが、被害者は保険者に請求する前に被保険者に損害賠償を請求して、それを確定させておかなければならない。そして、被害者の保険者に対する請求は、被保険者が保険契約で付保していた範囲に限定され、同時に被害者は被保険者の義務をも負担しなければならないのである。

- (1) Third Parties (Rights Against Insurers) Act 1930 (20 & 21 Geo. 5, c. 25).
- (2) Arnould, Law of Marine Insurance and Average, British Shipping Laws Vol. 9, 16th ed., 1981, London, S. 1356.
- (3) 付録 (c) を参照。
- (4) Arnould, op. cit., S. 1356.
- (5) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190.
- (6) Arnould, op. cit., S. 1356.
- (7) Arnould, op. cit., S. 1356.
- (8) [1967] 2 Q. B. 363.
- (9) 本件保険証券には、次のように明示されていた。
"The company will indemnify the insured against all sums which the insured shall become legally liable to pay as compensation in respect of loss or damage to property."
- (10) [1967] 2 Q. B. 363, 373; West Wake Price and Co. v. Ching [1957] 1 W. L. R. 45, 49, DEVLIN J.
- (11) [1970] 1 W. L. R. 1400.
- (12) [1979] 1 Lloyd's Rep. 557.

- (13) Arnould, *op. cit.*, S. 1356.
- (14) [1939] 63 L. L. R. 278.
- (15) 付録(6)を参照。
- (16) [1939] 63 L. L. R. 278, ATKINSON, L. J.
- (17) ただし「自動車損害賠償責任保険に関するが一九六六年のBarrett Brothers (Taxis) Ltd. v. Davies事件〔1966〕2 Lloyd's Rep. 1〕では「保険者は自己の権利が侵害されていなければ、通告に関する要件に依拠することはできない」と判示された。本件では、保険者は著しく遅れた被保険者からの損害事故発生の通告を受ける前に、事故直後に警察からその旨の通告を受けていた。裁判所は「警察からの通告を被保険者からの正当な通告であるとみなしたのである。」
- (18) [1970] 1 W. L. R. 1400.
- (19) 付録(7)を参照。
- (20) [1970] 1 W. L. R. 1400, DENNING M. R. 1406.
- (21) [1979] 1 Lloyd's Rep. 557, 566.
- (22) Arnould, *op. cit.*, S. 1356.
- (23) [1970] 2 Q. B. 495.
- (24) 付録(4)を参照。
- (25) 一九二五年労働者災害補償法第七条。使用者の権利が「諸条件および責任制限をつけて、使用人に移転する。Harrington MotorCo. Ltd., Ex Parte Chaplin [1928] 1 Ch. 105, C. A.
- (26) [1970] 2 Q. B. 495, CUMMING-BRUCE J. 503.
- (27) Arnould, *op. cit.*, S. 1356.
- (28) 付録(8)を参照。

- (29) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190.
- (30) 付録(8)を参照。
- (31) [1979] 1 Lloyd's Rep. 190, 198.
- (32) Companies Act, 1948 (11 & 12 Geo. 6, c. 38)
- (33) [1979] 1 Lloyd's Rep. 557.
- (34) 付録(9)を参照。
- (35) Arnold, op. cit, S. 1356.
- (36) [1979] 1 Lloyd's Rep. 557.
- (37) 付録(10)を参照。

五 おわりに

本稿では、海上危険に関する責任保険、とりわけP I保険における第三者の保護について、イギリス法の検討を行なってきた。

責任保険において、被保険者が損害賠償以前に支払不能に陥ってしまうと、被害者は自己の損害について、完全に賠償を受けられない虞がある。イギリス法では、かかる被害者を救済する方法として、前述した三つの方法が存在している。

そのうちで、一九三〇年第三者賠償法(被保険者に対する権利)¹⁾(以下、一九三〇年法と称する)に基づいて、被害者が被保険者の権利、義務を獲得または負担することにより、被保険者があらかじめ締結していた責任保険契約の保険者に対して、保険金を支払うよう直接請求する方法が、被害者にとって最も有利な方法であるといえよう。しかし、海上危険に関する責任保険のように、先履行型の責任保険では、支払不能に陥った被保険者は、損害賠償金の先支払義務を履行するこ

とができず、保険契約の要件を充足しえないことになる。したがって、一九三〇年法に基づいて被保険者の立場に立った被害者は、保険者に直接給付請求することが許されなはずである。そこで、この場合、一九三〇年法はかかる先支払義務を定めた保険契約中の条項を無効にし、被害者が直接請求しうるよう定めることによって、被害者の保護を図るのである。

ところで、海上危険に関する責任保険は、そのほとんどがPI保険として、PIクラブの引き受けるところとなっている。このPI保険も先履行型の責任保険であることから、被保険者の損害賠償を要件として、保険者であるPIクラブが被保険者に保険金を支払う仕組みになっている。ただ、PI保険に関する損害事故が生じると、PIクラブの指揮の下でサーベーターによる査定・検証が行なわれ、そして損害賠償額が決定されるなど、PIクラブは被保険者と被害者との間の紛争解決に大きな役割を果たしている。また、PIクラブは船舶所有者とPI保険契約を締結する場合、被保険者としての資格審査を厳格に行なうことによって、事故発生率の高い者との保険契約の締結を拒否している。したがって、契約締結以前から支払不能に陥る可能性の高い船舶所有者は、PI保険契約を締結することができない。つまり、PIクラブに加入することができないのである。このように、実際にはPIクラブによって、被保険者が支払不能に陥る事態を事前に抑制する努力がなされているのである。

PI保険におけるPIクラブと被保険者との争いの頻度は、他の責任保険における保険者と被保険者とのそれに比べると、きわめて少ないといわれている。²⁾これはひとつに、PIクラブが損害の填補にあたってできるかぎり被保険者の利益を考慮するという、PIクラブの設立および存在目的である相互扶助の原則、ならびに非常利の原則によるものである。もうひとつには、PIクラブがPIクラブの規則書(Rules)に明示されていない船舶所有者の責任について、その損害を填補することが被保険者の利益になると判断した場合には特別に給付するという、非常に柔軟な給付機能を有しているからであるといえる。また、PI保険では、それほど第三者の保護について考慮されていないというものの、油濁損害賠

償について、保償契約の引受主体であるPIクラブに対して被害者の直接請求が認められるにいたり、損害賠償額の高騰とも相まって、PI保険にも第三者保護の必要性が、次第に認識されてきているようである。

PIクラブは給付に関して、強大な裁量権を有している。裁判所はPIクラブが行使した裁量の内容について介入することができるとされているが、PI保険に関する紛争の多くは仲裁裁定に依るところが多く、裁判所で審理されることが多くはないことから、PI保険契約の内容については不明な事柄が多い。また、船主責任制限法をも含めて、PI保険と一九三〇年法とのみづどもえの關係からも、多くの問題が生じているようであるが、かかる關係に内包される第三者保護の問題の検討については、今後の課題としたい。

- (1) Third Parties (Rights Against Insurers) Act, 1930 (20 & 21 Geo. 5, c. 25)
- (2) Arnould, Law of Marine Insuranc and Average, British Shipping Laws Vol. 9, 16th ed., 1981, London, S. 1356.
- (3) イギリス・一九七一年商船(油濁)法 (Merchant Shipping [Oil pollution] Act, 1971 c. 59) 第一〇条、第二二条。日本・油濁損害賠償保障法(昭和五〇年二月二七日法律九五号)第三章第一三条乃至第二二条。
- (4) Gregory Maritime Ltd. v. Thomas R. Miller and Son [1966] 1 Lloyd's Rep. 297; Breen v. Amalgamated Engineering Union [1971] 2 Q. B. 175.

付録 (一) Companies Act, 1948 Section 399:

- (1) Subject to the provisions of this Part of this Act, any unregistered company may be wound up under this Act, and all the provisions of this Act with respect to winding up shall apply to an unregistered company, with the exceptions and additions mentioned in the following provisions of this section.
- (2) If an unregistered company has a principal place of business situate in Northern Ireland, it shall not be wound

up under this Part of this Act unless it has a principal place of business situate in England or Scotland or in both England and Scotland.

(3) An unregistered company shall, for the purpose of determining the court having jurisdiction in the matter of the winding up, be deemed to be registered in England or Scotland, according as its principal place of business situate in England or Scotland, or if it has a principal place of business situate in both countries, to be registered in both countries, and the principal place of business situate in that part of Great Britain in which proceedings are being instituted shall, for all the purposes of the winding up, be deemed to be the registered office of the company.

(5) The circumstances in which an unregistered company may be wound up are as follows:

- (a) if the company is dissolved, or has ceased to carry on business, or is carrying on business only for the purpose of winding up its affairs;
 - (b) if the company is unable to pay its debts;
 - (c) if the court is of opinion that it is just and equitable that the company should be wound up.
- (6) An unregistered Company shall, for the purposes of this Act, be deemed to be unable to pay its debt:
- (a) if a creditor, by assignment or otherwise, to whom the company is indebted in a sum exceeding £50 then due, has served on the company, by leaving at its principal place of business, or by delivering to the secretary or some director, manager or principal officer of the company, or by otherwise serving in such manner as the court may approve or direct, a demand under his hand requiring the company to pay the sum so due, and the company has for three weeks after the service of the demand neglected to pay the sum or to secure or compound for it to the satisfaction of the creditor:

(e) if it is otherwise proved to the satisfaction of the court that the company is unable to pay its debts.

(2) Companies Act, 1948, Section 400 :

Where a company incorporated outside Great Britain which has been carrying on business in Great Britain ceases to carry on business in Great Britain, it may be wound up as an unregistered company under this Part of this Act, notwithstanding that it has been dissolved or otherwise ceased to exist as a company under or by virtue of the laws of the country under which it was incorporated.

(3) Third Parties (Rights Against Insurers) Act 1930, Section 1 (1) :

Where under any contract of insurance a person (hereinafter referred to as the insured) is insured against liabilities to third parties which he may incur, then—

(a) in the event of the insured becoming bankrupt or making a composition or arrangement with his creditors: or

(b) in the case of the insured being a company, in the event of a winding-up order being made, or a resolution for a voluntary winding-up being passed, with respect to the company, or of a receiver or manager of the company's business or undertaking being duly appointed, or of possession being taken, by or on behalf of the holders of any debentures secured by a floating charge, of any property comprised in or subject to the charge; if, either before or after that event, any such liability as aforesaid is incurred by the insured, his rights against the insurer under the contract in respect of the liability shall, notwithstanding anything in any Act or rule of law to the contrary, be transferred to and vest in the third party to whom the liability was so incurred.

(4) Third Parties (Rights Against Insurers) Act 1930, Section 1 (3) :

In so far as any contract of insurance made after the commencement of this Act in respect of any liability of

the insured to third parties, purports, whether directly or indirectly, to avoid the contract or to alter the rights of the parties thereunder upon the happening to the insured of any of the events specified in paragraph (a) or paragraph (b) of subsection (1) of this section or upon the making of an order under section one hundred and thirty of the Bankruptcy Act, 1914, in respect of his estate, the contract shall be of no effect.

(5) Third Parties (Rights Against Insurers) Act 1930, Section 1 (4)

Upon a transfer under subsection (1) or subsection (2) of this section the insurer shall, subject to the provision of section 3 of this Act be under the same liability to the third party as he would have been under to the insured, but.....

(9) Hassett v. Legal and General Assurance Society Ltd. (1939) 63 Ll. L. R. 278 (保險証券第四條)

4. Upon the occurrence of any accident notice shall as soon as practicable after the accident comes to the knowledge of the insured or of the insured's representatives for the time being be given to the Society. The insured on receiving notice of a claim shall forthwith send the same to the Society with full information as to the time place and circumstances of the injury the nature and extent thereof and the name and address and occupation of the claimant or claimants and he shall cause to be supplied to the Society such further information and evidence as the Society may from time to time require. Any communication whatever relating to the accident must be forwarded to the Society immediately on receipt thereof.

(7) Farrell v. Federated Employers Insurance Association [1970] 1 W. L. R. 1400 (保險証券)

1. In the event of any occurrence which may give rise to a claim for indemnity under this policy the employer shall as soon as possible give notice thereof to the Association in writing with full particulars. Every claim, notice, letter, writ or process or other document served on the employer shall be notified or forwarded to the

Association immediately on receipt.

(∞) Re Allbrogia Steamship Corporation [1979] 1 Lloyd's Rep. 190 ㊟ 案検註参。

28. If any Owner shall become liable in damages or otherwise or shall incur any costs or expenses as herein-after set out in Rules 34 and 35, in respect of a ship which was entered in the Association at the time of the casualty giving rise to such liability, costs or expenses, such Owner shall be entitled to recover out of the fund of the Association the amount of such liability, costs or expenses to the extent and upon the terms, conditions and exceptions provided by these Rules

PROVIDED ALWAYS that:—

Unless the Directors otherwise determine, it shall be a condition precedent of an Owner's right to recover from the funds of the Association in respect of any liability, costs or expenses that he shall first have paid the same.

(9) The Vainqueur José [1979] 1 Lloyd's Rep. 557 ㊟ 案検註参。

8. Provisos: (k) A Member shall, at the discretion of the Committee, be liable to have a deduction made from any claim where the Committee shall be of opinion that the Member has not taken such steps to protect his interests as he would have done if the ship had not been entered in this class. This deduction shall be of such an amount as the Committee in its discretion shall decide,

13. No claim shall be settled nor shall any liability be admitted by or on behalf of a Member without the prior consent in writing of the Association, which may direct whether a claim or liability shall be contested compromised or settled. Every claim shall be notified as soon as possible, but in no case later than twelve months after a Member has received notice that the claim is or may be made against him. If any claim is settled or if any liability is admitted without such consent or if such notice as aforesaid is not given, or if a

claim or liability is contested compromised or settled without or contrary to any such direction as aforesaid, the Committee shall have power to reject the Association in respect thereof. All such vouchers, survey reports, adjustments and other documents in support of each claim as the Managers may require shall be produced to them.

(9) The Vainqueur José [1979] 1 Lloyd's Rep. 557 〇張登龍案。

7. The liabilities and expenses in respect of which Members shall be entitled to protection and indemnity in this class are for.....

(h) Indemnity risks: Loss of or damage to or responsibility in respect of property intended to be or being or which has been carried on board a ship entered in this class from time of receipt for shipment on quay or wharf until final delivery ex quay or wharf.....Unless the Committee shall in its sole discretion otherwise determine there shall be no recovery under this Rule in respect of a Member's liability for the cost of forwarding cargo to the port of destination stipulated in the contract of carriage from another port at which the cargo was discharged from an entered ship....